

議案第 1 号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4 から 6 まで 略	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、<u>「100分の72.5」</u>とする。 4 から 6 まで 略

第2条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の</u>

準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	<u>127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。
4 から 6 まで 略	4 から 6 まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。